

ご存じですか 人権擁護委員制度

みんなで築こう 人権の世紀
考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心

社会福祉課
☎823-9207 ㊟823-9627

海田町の人権擁護委員
植野 敏彦さん
国信二丁目9番16-11号 ☎8222-7028
佐々木 登貴子さん
畝一丁目1番11号 ☎8233-29001
俵 尚子さん
新町16番20号 ☎8222-3928
相談は無料で、秘密は守られます。人権に関する問題で悩んでいる人は、気軽に相談してください。また、法務局や人権擁護委員連合会でも、人権に関する相談所を開設しています。

○常設相談所
広島市中区上八丁堀6番30号合同庁舎3号館4階
広島法務局人権擁護部
開設日時◆8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○電話による相談

- ・人権相談窓口（人権に関わる問題）
☎228-15792
 - ・女性の人権ホットライン（DV、セクハラなど女性の人権）
☎0570-0070-810
 - ・子どもの人権110番（いじめ、虐待、子育てなどの子どもの人権について）
☎0120-007-1110
- 開設日時◆8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○インターネットによる相談受付

法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
法務省ホームページ（携帯版）
<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

全国一斉
「子どもの人権110番」
6月23日～29日
強化週間
法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会では、「いじめ」問題など子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための専用電話相談「子どもの人権110番」を常時開設しています。
6月23日(月)～29日(日)を、全国一斉強化週間とし、同週間中は、広島法務局および広島県人権擁護委員連合会において、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

人権相談所を 開設します

人権について困っていることがあれば、一人で悩まず相談してください。相談は無料、秘密は守られます。
日時◆6月5日(木)10時～15時
場所◆福祉センター
内容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題
相談員◆海田町人権擁護委員ほか

子どもの人権110番
☎0120-007-1110
相談時間◆6月23日(月)～27日(金) 8時30分～19時
6月28日(土)・29日(日) 10時～17時
問い合わせ◆
広島法務局人権擁護部 ☎228-5790

おいしいな だいたいなお水 びんびん

水道週間 6月1日～7日

上下水道課
☎823-92111(工事関係)
☎823-92114(料金関係)
☎823-9839



蟹原浄水場

水道週間は、水道についての理解と関心を深めるとともに、私たちの暮らしにとって、なくてはならない「水」の大切さを再認識してもらうために設けられたものです。町では、安全でおいしい水を供給できる

よう、自然環境との調和を図りながら、水道事業の発展に努めています。この機会に「水道水ができるまで」について学んでみませんか。

水道施設の見学

日時◆6月2日(月)～6日(金)10時～16時
見学施設◆蟹原浄水場
申し込み◆事前に上下水道課へ申し込んでください。

検針にご協力を

検針は、皆さんが使用した水道の料金計算のもとになるものです。定期的に検針に伺いますので、メーターボックスの上に物を置かないでください。

こんなときは、すぐに届出を

- ・水道の使用を開始するとき
- ・水道の使用を止めるとき
- ・使用者の名義や用途などを変更するとき
- ・水道を使用していないのにメーターが回っているとき
- ・特に使用状況が変わっていないのに使用水量が増えたとき

水道料金等の福祉減免制度

対象は次の3つの世帯です。(ただし生活保護世帯は除く)
・障がい者世帯(所得制限あり)
・寝たきり老人等世帯(所得制限あり)
・ひとり親世帯(ひとり親家庭等医療費補助の受給世帯など)

減免対象◆

- ・水道料金の基本料金
 - ・メーター使用料
 - ・下水道使用料の基本料金
- ※減免を希望する人は、上下水道課へ問い合わせてください。

空き缶等散乱ごみ 追放キャンペーン

生活安全課
☎823-9208
☎823-7927

美しく住みよい町をつくるため、瀬野川などの町内河川を含む町内全域の一斉清掃を行います。
一人ひとりの手で「きれいな海田町」をつくり、環境を良くしましょう。
日時◆6月29日(日)8時～
※雨天中止の場合は、当日7時に町内放送でお知らせします。



▶▶前回のキャンペーンではたくさんの参加者が町をきれいにしました。

